

2019年度
祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務
募集要項

<募集期間>

2019年3月27日(水)～2019年4月10日(水)

受付及び問合せ先

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課 減量企画担当

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル8階

TEL : 075-213-4930 FAX : 075-213-0453

1 提案の手順について

提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

- ア 参加意思確認書 (提出期日：2019年4月3日(水)午後5時まで)
 - イ 質問期限 (2019年4月5日(金)午後5時まで)
 - ウ 回答期限 (2019年4月8日(月)午後5時まで)
 - エ 企画提案書
 - オ 見積書(2種)
 - カ 業務実績一覧表
 - キ プレゼンテーション審査 (日程については別途連絡)
- } (提出期日：2019年4月10日(水)午後5時まで)

※ エ、オ、カについては、正本1部、コピー5部の合計6部を提出すること。提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

2 参加資格要件について

次に定める要件を満たす者とする。

- ア 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者
- イ 京都市競争入札参加有資格者名簿又は京都市契約事務規則第4条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者
- ウ 京都市長から指名停止の措置を受けている期間中でない者
- エ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していない者

3 提案書類の提出

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加意思確認書(様式1)を「1 提案の手順について」で記載する期日までに、ファックス又は電子メールにて、京都市ごみ減量推進課へ提出(印不要。着信を確認すること。)し、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

(2) 企画提案書

様式2を作成し、企画提案書の表紙として添付すること。提案書の様式は特に定めないが、原則としてA4横書き15枚以内程度(図表等についてA3を用いることは可)にまとめるものとする。委託業務の内容は、別紙仕様書のとおり。

なお、企画提案書には、本業務の実施体制について記載すること。また、一部再委託を行うものは再委託先及び再委託内容を記載すること。この場合、受託者は再委託先との連絡調整、統括について責任を持って行うものとする。

(3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳(様式不問)を提出すること。予算上限額は5,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、提出された見積り金額がこの上限価格を超えている場合は、失格とする。

(4) 業務実績一覧表

過去5年間において受託した類似業務(国、地方公共団体、民間企業問わず)について、業務実績一覧表(様式3)を作成すること。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該受託希望者に確認の上、本市が判断する。

(5) 提出期日

企画提案書、見積書、業務実績一覧表については、「1 提案の手順について」で記載

する期日までに、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(6) 提出先

〒604 - 0924

京都市中京区河原町二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階
京都市環境政策局 循環型社会推進部ごみ減量推進課 減量企画担当 一原, 高山
TEL : 075-213-4930 FAX : 075-213-0453 電子メール : junkan@city.kyoto.lg.jp

(7) 費用負担

提案に要する費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 仕様書、企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目に対する質問等、提案内容に関する問合せについては、本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問合せのあったものに対し、すべての回答を取りまとめ、下記の URL に掲載する。

ただし、他のプロポーザル参加者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

「1 提案の手順について」で記載する期日まで

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、(6) の提出先にファックス又は電子メールで問い合わせること。

※ 電話での質問には応じない。

ウ 回答日

「1 提案の手順について」で記載する期日まで

エ 回答方法

上記回答日までに、京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

【URL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

4 プロポーザルの手続きの概要

提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

ヒアリング審査を実施し、最も優秀な提案を選定する。

ヒアリングの日程、日時、場所については別途連絡を行う。

※ 応募多数の場合は、企画提案書による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる上位 5 者を選定する。

(2) 審査委員会

提案について、以下の委員で構成される審査委員会が、審査基準に基づき、選定する。

- ・循環型社会推進部長
- ・環境企画部 環境総務課 計画調整担当課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 調査係長
- ・循環型社会推進部 ごみ減量推進課 減量企画係長

(3) 審査基準

書類審査及びプレゼンテーション審査により、以下の項目について審査する。なお、プレゼンテーション審査は10分程度の発表の後、質疑応答を行う。

- ア イベント運営に関する企画能力…祇園祭後祭でのエコ屋台の効果的な導入など、イベントの場を活用して、リユース食器の魅力やごみ減量の取組を効果的にPRする企画内容になっているか。【10点】
 - イ 広報PRに関する企画能力…広報活動についてよく趣旨を理解し、効果的な広報展開を立案できているか。【10点】
 - ウ 祇園祭後祭への増客に向けた取組…祇園祭後祭への増客の視点を持って事業を立案できているか。【10点】
 - エ 運営体制の安定度…当事業を安定的に実施することができる体制か。【10点】
 - オ 内容の充実度と経済性…提案内容が充実しており、費用面での節減が図られているか。【5点】
 - カ 見積り金額 $10点 \times (\text{最低見積金額}) / (\text{当該事業者の提示見積金額})$
【10点】 ※ ただし、小数点以下は切り捨てる。
 - キ 実績件数…過去5年間において受託した類似業務が十分にあるか。【5点】
- 【合計60点】

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について、配点表に基づき採点を行い、その合計点が最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。ただし、審査の結果、応募者のいずれも採用しないことがある。

なお、受託候補者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、60点満点の7割を超える場合は、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。

(5) 審査結果の通知

審査結果について、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知する。通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから1週間以内に、書面をもって、京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課まで提出すること。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と協議のうえ本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定時に定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

- ア 協議が不調に終わった場合
- イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合
- ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

5 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額と

する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

(3) 契約期間

契約締結日から2019年8月30日（金）まで

(4) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市ごみ減量推進課が指示するところによるものとする。